

## 初級 ビジネスコンプライアンス 改訂内容のご案内

本書は、2025年1月1日時点で施行されている法令に基づき、『初級 ビジネスコンプライアンス(第3版第2刷発行日:2023年12月11日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の＜改訂内容対応表＞にまとめたので、第2刷をご利用のお客様におかれましては、内容を読み替えてご参照ください。

## ＜改訂内容対応表＞

| 該当箇所              | 改訂前(下線部分)                                                                                                                                                                                                                     | 改訂後(下線部分)                                                                                                                                                  |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 p. 75<br>19行目 | しかし、詐欺による意思表示の取消しは、 <u>善意の第三者</u> に対抗することはできません。                                                                                                                                                                              | しかし、詐欺による意思表示の取消しは、 <u>善意でかつ過失がない第三者</u> に対抗することはできません。                                                                                                    |
| 第2章 p.120<br>2行目  | 事例からは離れますが、官公庁の作成する資料を転載する場合として、著作権法32条2項は、「 <u>国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない</u> 」と規定しています。 | 事例からは離れますが、官公庁の作成する資料を転載する場合として、著作権法32条2項は、「 <u>国等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない</u> 」と規定しています。                   |
| 第2章 p.141<br>18行目 | ②次の行為を行った者などについては、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、または併科されます( <u>21条2項</u> )。                                                                                                                                                             | ②次の行為を行った者などについては、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、または併科されます( <u>21条3項</u> )。                                                                                          |
| 第2章 p.141<br>20行目 | ・不正の目的をもって、商品等表示混同惹起行為(2条1項1号の行為)を行った者( <u>21条2項1号</u> )                                                                                                                                                                      | ・不正の目的をもって、商品等表示混同惹起行為(2条1項1号の行為)を行った者( <u>21条3項1号</u> )                                                                                                   |
| 第2章 p.141<br>22行目 | ・他人の著名な商品等表示に係る信用もしくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、または当該信用もしくは名声を害する目的で著名表示冒用行為(2条1項2号の行為)を行った者( <u>21条2項2号</u> )                                                                                                                        | ・他人の著名な商品等表示に係る信用もしくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、または当該信用もしくは名声を害する目的で著名表示冒用行為(2条1項2号の行為)を行った者( <u>21条3項2号</u> )                                                     |
| 第2章 p.151<br>15行目 | 以上のような民事上の責任のほかに、企業は個人情報保護委員会から、違反行為の中止や是正に必要な措置をとるよう、勧告や命令を受けることがあります( <u>145条</u> )。                                                                                                                                        | 以上のような民事上の責任のほかに、企業は個人情報保護委員会から、違反行為の中止や是正に必要な措置をとるよう、勧告や命令を受けることがあります( <u>148条</u> )。                                                                     |
| 第2章 p.151<br>17行目 | 命令に違反した場合には、刑罰(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)を科されることもあります( <u>173条</u> 。両罰規定について179条1項1号)。                                                                                                                                             | 命令に違反した場合には、刑罰(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)を科されることもあります( <u>178条</u> 。両罰規定について184条1項1号)。                                                                          |
| 第2章 p.151<br>20行目 | 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対し、必要な限度で個人情報に関する報告を徴収することができ( <u>143条1項</u> )、これに対して求められた報告をせず、あるいは虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金が科されます( <u>177条1号</u> 。両罰規定について179条1項2号)。                                                                      | 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対し、必要な限度で個人情報に関する報告を徴収することができ( <u>146条1項</u> )、これに対して求められた報告をせず、あるいは虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金が科されます( <u>182条1項1号</u> 。両罰規定について184条1項2号)。 |
| 第2章 p.171<br>10行目 | 事業活動に伴い温室効果ガスを多く排出する者(特定排出者)が温室効果ガスの排出量を所管する大臣に報告する義務があることを定めており(26条1項)、違反すると過料が科されます( <u>68条1号</u> )。                                                                                                                        | 事業活動に伴い温室効果ガスを多く排出する者(特定排出者)が温室効果ガスの排出量を所管する大臣に報告する義務があることを定めており(26条1項)、違反すると過料が科されます( <u>75条1項1号</u> )。                                                   |

| 該当箇所              | 改訂前(下線部分)                                                                                                              | 改訂後(下線部分)                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 p.175<br>21行目 | また、懲役または罰金の刑事罰も科されます( <u>31条1項1号、2項</u> )。                                                                             | また、懲役または罰金の刑事罰も科されます( <u>31条1項2号、2項</u> )。                                                                             |
| 第4章 p.217<br>12行目 | 公益通報者保護法による保護の効果を受ける場合であっても、通報対象事実に関する通報をしたことを理由として労働者または派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いを禁止する他の法令の規定の適用を受けることもできます( <u>6条</u> )。 | 公益通報者保護法による保護の効果を受ける場合であっても、通報対象事実に関する通報をしたことを理由として労働者または派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いを禁止する他の法令の規定の適用を受けることもできます( <u>8条</u> )。 |

また、以下の法律が改正されております。詳細は、総務省および法務省のサイトを参照してください。

・情報流通プラットフォーム対処法(2025年4月1日施行:旧プロバイダ責任制限法)

大規模プラットフォーム事業者規制に係る法改正等

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html)

・刑法(2025年6月1日施行)

懲役と禁錮を廃止し拘禁刑を創設

<https://www.moj.go.jp/content/001437235.pdf>

以上